

5月	(2) 一般職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	2号俸	2号俸	1号俸	0号俸
	(3) 昇給抑制年齢職員	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸
4月	(1) 特定職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	2号俸	1号俸	0号俸	0号俸
	(2) 一般職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	2号俸	1号俸	1号俸	0号俸
	(3) 昇給抑制年齢職員	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸
3月	(1) 特定職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	1号俸	1号俸	0号俸	0号俸
	(2) 一般職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	1号俸	1号俸	0号俸	0号俸
	(3) 昇給抑制年齢職員	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸
2月	(1) 特定職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	1号俸	0号俸	0号俸	0号俸
	(2) 一般職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	1号俸	0号俸	0号俸	0号俸
	(3) 昇給抑制年齢職員	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸
1月	(1) 特定職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸
	(2) 一般職員(昇給抑制年齢職員を除く。)	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸
	(3) 昇給抑制年齢職員	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸

附 則(平成28年3月28日一部改正)

- 1 この基準は、平成28年3月28日から施行し、この基準による改正後の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準(以下「新基準」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年10月14日一部改正)

- 1 この基準は、平成28年10月14日から施行し、この基準による改正後の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準(以下「新基準」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年11月1日一部改正)

- 1 ① この基準は、平成29年11月1日から施行し、この基準による改正後の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準(以下「新基準」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年11月21日一部改正)

- 1 この基準は、平成30年11月21日から施行し、この基準による改正後の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準(以下「新基準」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月22日一部改正)

- 1 この基準は、令和元年11月22日から施行し、この基準による改正後の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準(以下「新基準」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年2月10日一部改正)

- 1 この基準は、令和3年2月10日から施行し、この基準による改正後の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準(以下「新基準」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1 級別標準職務表(第3関係)

イ 一般職本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行うグループ員、室員、技術員又は医療ソーシャルワーカーの職務
2級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行うグループ員、室員、技術員又は医療ソーシャルワーカーの職務 2 1主任、技術主任又は医療ソーシャルワーカー(主任)の職務 3 ② 再雇用職員の職務 3 学長が特に必要と認めるグループ員、室員、技術員又は医療ソーシャルワーカーの職務
3級	1 主査、専門職員又は技術専門職員の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う学長が特に必要と認める主任、技術主任又は医療ソーシャルワーカー(主任)の職務
4級	1 副グループリーダー、副室長、専門員又は技術専門員の職務 2 困難な業務を分掌する学長が特に必要と認める主査、専門職員又は技術専門職員の職務
5級	1 グループリーダー、主幹、室長又は高度専門職の職務 2 困難な業務を分掌する学長が特に必要と認める副グループリーダー、副室長、専門員又は技術専門員の職務
6級	1 困難な業務を所掌するグループリーダー、主幹、室長又は高度専門職の職務 2 重要な業務を所掌する技術専門員
7級	学長補佐、部長、又は副理事又は副図書館長の職務
8級	重要な業務を所掌する学長補佐、部長、又は副理事又は副図書館長の職務
9級	学長が特に必要と認める職の職務

ロ 技能職本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 調理師の職務 2 自動車運転手の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 3 再雇用職員の職務
3級	1 複数の調理師を直接指揮監督する調理師又は高度の技能若しくは経験を必要とする調理師の職務 2 複数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務
4級	1 多数の調理師を直接指揮監督する調理師の職務 2 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務
5級	学長が特に必要と認める職の職務

ハ 教育職本給表(A)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	学長が特に必要と認める職の職務
2級	1 助教及び又は助手の職務 2 再雇用職員の職務(助教及び又は助手の職務に限る。)